

令和7年度「地域×大学」地域連携プロジェクト実施業務 (大学グループ(県外大学) 委託仕様書)

1 目的

国が示す地方創生 2.0においては、「若者・女性にも選ばれる地方（＝楽しい地方）」を若者などが自ら考え、行動を起こすことの必要性が掲げられている。

これらの考え方を踏まえ、県では、急速な人口減少や少子高齢化の進行が見込まれる中山間地域等で、大学のもつ知見や柔軟な視点、感性と、民間事業者のもつ専門的知識を取り入れながら地域の課題を解決する取組を行う。

本業務の受託者は、県が選定する地域及び民間事業者と連携し、フィールドワーク等を通じて地域の課題を解決する取組を実施する。

2 業務の名称

令和7年度「地域×大学」地域連携プロジェクト 実施業務（大学グループ(県外大学)）

3 委託期間

契約の日から令和8年3月13日まで

4 「地域×大学」地域連携プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）について

- 本プロジェクトは、地域、大学グループ、民間事業者が連携し、フィールドワーク等を通じて地域の課題を解決する取組を実施するもの。本プロジェクトを通じて、地域における外部の力を活かした地域づくり、地域を支える人材の育成、関係人口の創出につなげる。

(1) 対象地域（予定）

県内3か所（集落や地域運営組織等を想定）

(2) 対象大学グループ（予定）

3団体（県内大学2団体、県外大学1団体）

(3) 事業年度ごとの取組内容（想定）

1年目	<ul style="list-style-type: none">実態の把握（フィールドワーク）
2年目	<ul style="list-style-type: none">実態の把握（フィールドワーク）ワークショップ等を通じた課題共有課題解決に向けた取組内容の提案、企画
3年目	<ul style="list-style-type: none">地域の課題解決に向けた取組の実証活動実証活動の分析、取組の実装に向けた準備

(4) 地域課題（想定）

- ◇ 高齢者の買い物等の移動手段の確保
- ◇ 地域資源（特産物、観光資源、地域特有の歴史、自然等）の利活用
- ◇ 地域の特産物、農産物を活用した商品開発
- ◇ 廃校、空き家の利活用
- ◇ 地域の伝統文化の継承

- ・ 県が民間事業者と各大学グループに対し、それぞれの役割に沿って業務を委託して実施する（別紙1参照）。本プロジェクトは関係者と連携して業務を遂行すること。

5 委託業務の内容

（1）役割

大学のもつ知見や柔軟な視点、感性を活用した取組の実施

（2）対象地域

県が選定する県内の地域のうち1か所

（3）業務概要

本業務の内容は、次に掲げるとおりとする。なお、本業務の実施にあたって、指導教員は、学生グループが行う現地活動をサポートする体制を整えること。

① プロジェクトの実施

ア 取組の実施

- ・ 取組の開始に際し、県が開催する説明会に出席し、関係者（市町村、地域、受託者、民間事業者で構成）と顔合わせを行うこと。
- ・ 令和9年度末までに、「取組の実装に向けた準備」を行うことを目標として、令和7年度は、民間事業者と連携を図り、フィールドワーク等の現地活動を通して地域の実態（課題やニーズ）を把握し、令和9年度末までの活動計画書を作成すること。ただし、進捗状況に応じて、課題共有、提案、企画等、次のステップに進むことについては差し支えない。
- ・ 原則として、1泊2日×3回以上の日程で実施すること。
- ・ 市町村、地域住民等の関係者との協力を得ながら実施すること。

イ 実施報告書の作成

- ・ 活動の様子がわかる写真や地域住民等との集合写真を撮影すること。
- ・ 各活動の実施後は、民間事業者と共同で、成果や課題等をまとめた実施報告書を作成すること。なお、報告書の提出は民間事業者が行う。

ウ SNS等での発信

- ・ 大学グループ主体で、民間事業者や地域住民と連携しながら本プロジェクトの進捗や成果をSNS等で発信すること。
- ・ 個人情報の流出や著作権の侵害等に十分留意し、一般的なネットリテラシーを身につけた上で発信すること。

② 活動報告会での発表

- ・ 県が開催する活動報告会に必ず出席し、令和7年度の取組状況の発表を行うこと。なお、

活動報告会は、令和8年2月下旬から3月上旬を目処に実施予定としている。

③ 業務実施報告書の作成

- ・ 委託業務に係る収入及び支出の区分並びに額を明確にした収支決算書を提出すること。
また、県の要請に応じて、業務に要した経費の領収証等を提示すること。
- ・ 実施した支援活動の内容、実績等が分かる資料を添付すること。

6 経費

(1) 業務により生じる全ての経費（人件費、交通費、宿泊費等）を委託料に含む。ただし、次に掲げる経費は、委託料には含まないものとする。

- ① 修繕費、設計管理費、工事費、10万円以上の備品購入費、会議等での食糧費（茶菓の購入経費は除く。）
- ② 租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）

(2) 契約書に定める金額のうち、15万円（消費税及び地方消費税（10%）を含む。）は、5 (3)

①の「ア 取組の実施」に必要な経費^(注2)（講師謝金、講師旅費、消耗品費、材料費、燃料費、印刷製本費、使用料、賃借料、委託料、通信費、運搬費、広告料、手数料、保険料、受講料等。）に使途を限定する。この15万円の使途は、現地活動を進める中で、受託者及び民間事業者で協議の上、決定すること。なお、15万円を超えた場合は委託料の範囲で計上して差し支えない。

(注2) 受託者及び民間事業者の人件費、交通費、宿泊費は除く。

(3) 受託者は、委託事業の経理について、本業務に係る経費とその他の業務に係る経費を明確に区分して管理すること。

(4) 受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後5年間保存すること。

- ① 金銭出納簿等の会計関係帳簿
- ② 本事業に従事した者の勤怠管理関係書類
- ③ 業務委託契約書等の当該事業執行に関連する契約書
- ④ その他、県と協議の上必要と認められる書類

7 成果品等の納入場所

(1) 成果品

事業実施報告書（紙媒体）1部
事業実施報告書（電子データ）1式

(2) 納入場所

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2-10-1
宮崎県総合政策部中山間・地域政策課 中山間・特定地域振興担当

8 その他

- ・ 受託者は、委託業務に熱意をもって取り組むとともに、民間事業者、地域住民、関係市町村、県等の関係者との信頼関係を構築の上、十分に連携を図りながら業務を進めること。
- ・ 受託者は、取組の実施にあたり傷害保険に加入すること。
- ・ 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏らさないよう十分に注意すること。
- ・ 事故、苦情、その他トラブルが発生した場合には、自らの責任において迅速かつ適切に対処するとともに、遅滞なく県に報告すること。
- ・ 契約書及び本仕様書に定めのない事項については、県との協議の上、決定すること。

「地域×大学」地域連携プロジェクト事業スキーム

